

(参考資料1)

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(概要)

住宅性能評価書に記載すべき事項(施行規則第1条関係)

申告書の記載内容に基づく住宅に関する基本的な事項、住宅性能評価に伴い認められた特記事項等を追加する。

住宅性能評価書に付すべき標章(同第2条関係)

既往の建設住宅性能評価書用標章(マーク)を新築住宅を対象とする建設住宅性能評価書に限り適用することとし、既存住宅を対象とする建設住宅性能評価書に適用する標章を新たに定める。

既存住宅に係る住宅性能評価の申請手続き等(同第5条~第7条関係)

新築住宅に係る建設住宅性能評価と既存住宅に係る建設住宅性能評価の申請手続き等をそれぞれ別に規定する。

指定住宅性能評価機関に関する事項(同第9条~第23条の2)

既存住宅に係る性能評価を行えるよう、指定住宅性能評価機関による評価業務の対象となる住宅の種別(指定の区分)、評価業務の方法、体制、評価員の要件等について改正を行う。

<参考:本省令により改正又は新設される規定の見出し>

第一条(住宅性能評価書に記載すべき事項)

第二条(住宅性能評価書に付すべき標章)

第五条(建設住宅性能評価の申請)

第六条(検査)

第七条(建設住宅性能評価書の交付等)

第九条(指定住宅性能評価機関に係る指定の区分)

第十条(評価員の数)

第十四条(住宅性能評価の方法)

第十五条(評価員の要件)

第二十条(帳簿)

第二十三条の二(指定住宅性能評価機関)

第四十四条(手数料の額)

第四十八条(住宅型式性能認定等の方法)

第七十条(手数料の額)

第八十条(書類の保存)

第二号の二様式(第二条関係)

第三号様式(第三条関係)

設計住宅性能評価申請書

第六号様式(第五条関係)

建設住宅性能評価書(新築住宅)

第六号の二様式(第五条関係)

建設住宅性能評価申請書(既存住宅)

第十二号様式(第八条関係)

評価の業務の予定棟数

第二十六号様式(第三十一条関係)

型式住宅部分等製造者等認証更新申請書

第三十四号様式(第五十一条関係)

指定住宅型式性能認定機関認定等業務規程認可申請書